令和８年度

広野町卓越ローカルアシスタント活動補助金　募集要項

福島県広野町

1　事業の目的

広野町卓越ローカルアシスタント活動補助金は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興を促進し、広野町が抱える課題を解決するため、広野町の地域活性化や地域課題解決に資する活動を行う学生団体に対して、学生団体を構成する学生を広野町卓越ローカルアシスタントとして認定し、町が補助金を交付することにより、地域外の大学生等の関係人口の創出、継続的な若者世代の流入による広野町の持続的な活性化につなげることを目的とするものです。

2　補助対象団体

補助金の交付を受けることができる者（ 以下「補助対象者」という。） は、次の各号のいずれにも該当する学生団体（団体構成員の半数以上が学生）のうち、卓越ローカルアシスタントとして広野町の認定を受けた学生団体が対象となります。

（１）宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと
（２）特定の公職者（ 候補者を含む。） 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
（３）広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号）第２条第１号から第３号までに規定される暴力団等でないこと
（４）暴力団又はその構成員（ 暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
（５）前各号に定めるもののほか、法令等に違反する団体でないこと

3　補助対象事業

学生が主体となり、広野町の地域活性化や地域課題の解決に資する事業、その他まちづくりに関わる事業で、２回以上かつ合計８日間以上、町民と連携・協力した現地活動を行う事業です。

●次に掲げる事業は、補助事業の対象とはなりません。
（１）営利を目的とする事業
（２）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
（３）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
（４）公職選挙法（ 昭和25年法律第100号） その他の法令の定めるところにより行う選挙に関する事業
（５）特定の個人、団体が利益を受ける事業
（６）他の法令等により、国、県、市町村等から補助金を受けている事業
（７）事業目的を勘案し、町長が不適当と認める事業

●期待する対象事業例
地域のつながり・にぎわい創出事業、子育て支援・高齢者支援・地域公共交通支援に資する事業、特産品ＰＲ活動事業、観光促進事業　など

4　補助金額

補助額上限　９５９，０００円

5　補助対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要とする経費のみとし、以下の区分によります。

（〇：対象となる経費、△：使途に応じて対象となる経費）
※ただし、団体の維持・運営に関する経費は対象とはなりません。
※実績報告時に、対象経費の適正な支出を確認するため、事業に係る出納簿と領収書の写し等を確認しますので、領収書・レシートは、必ず保管しておいてください。

経費項目		補助対象となる経費の例
旅　費	〇	・東京都と広野町間の交通費 ・滞在中の宿泊費
活動費用	〇	・切手代、郵便代などの通信運搬費 ・事業実施に係る保険料等 ・会議室や機材の使用料等 ・レンタカーの借り上げ料等 ・事業実施に係る各種手数料
活動費用 （使途に応じて対象となる）	△	・用紙代 ・プリンターインク代 ・事務用品等の消耗品費 ・チラシ等を業者に発注する際の印刷代等 ・原材料費

6　補助対象期間

令和８年１１月１日から翌３月１９日までの期間に実施される事業が対象です。

※応募時の段階で、すでに開始している事業も対象となります。
ただし、補助金の交付決定日までに完了する事業は対象になりません。

※交付対象の補助経費は、交付決定日から令和９年３月１９日が支払い日となる経費のみです。

7　申請方法

次の書類に必要事項を記入の上、持込み・郵送・メールで提出してください。
（郵送・メールの場合は、事業内容について電話等で詳細を伺う場合があります。）

【提出書類】
（１）広野町卓越ローカルアシスタント　申請書（第１号様式）
（２）申請団体に係る概要がわかるもの（任意様式）

【募集期間・応募先】
（１）募集期間：令和８年１１月２日（月）から令和９年１月２９ 日（金）まで（必着）
（２）提 出 先： 事務局　　広野町　政策企画課
住　所　〒９７９－０４０２
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替３５
電 話　０２４０－２７－１２５１
ＦＡＸ　０２４０－２７－２２１２
電子メールアドレス seisaku@town.hirono.fukushima.jp
ホームページ http://www.town.hirono.fukushima.jp/

（３）受付時間：持込みは、平日午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土、日、祝日を除く）

8　審査方法

対象団体及び対象事業の適格性を書類で審査し、予算の範囲内で町長が決定します。

9　審査観点

（１）活動内容の公益性及び広野町の地域課題との適合性
（２）活動内容の独創性
（３）活動計画の実現可能性及び継続性
（４）町民との連携及び協働の程度
（５）申請団体の本制度への適性及び志望の程度

10　審査結果の通知

審査の結果は、申請から２週間以内を目途に応募団体に通知します。

11　事業終了後の手続き

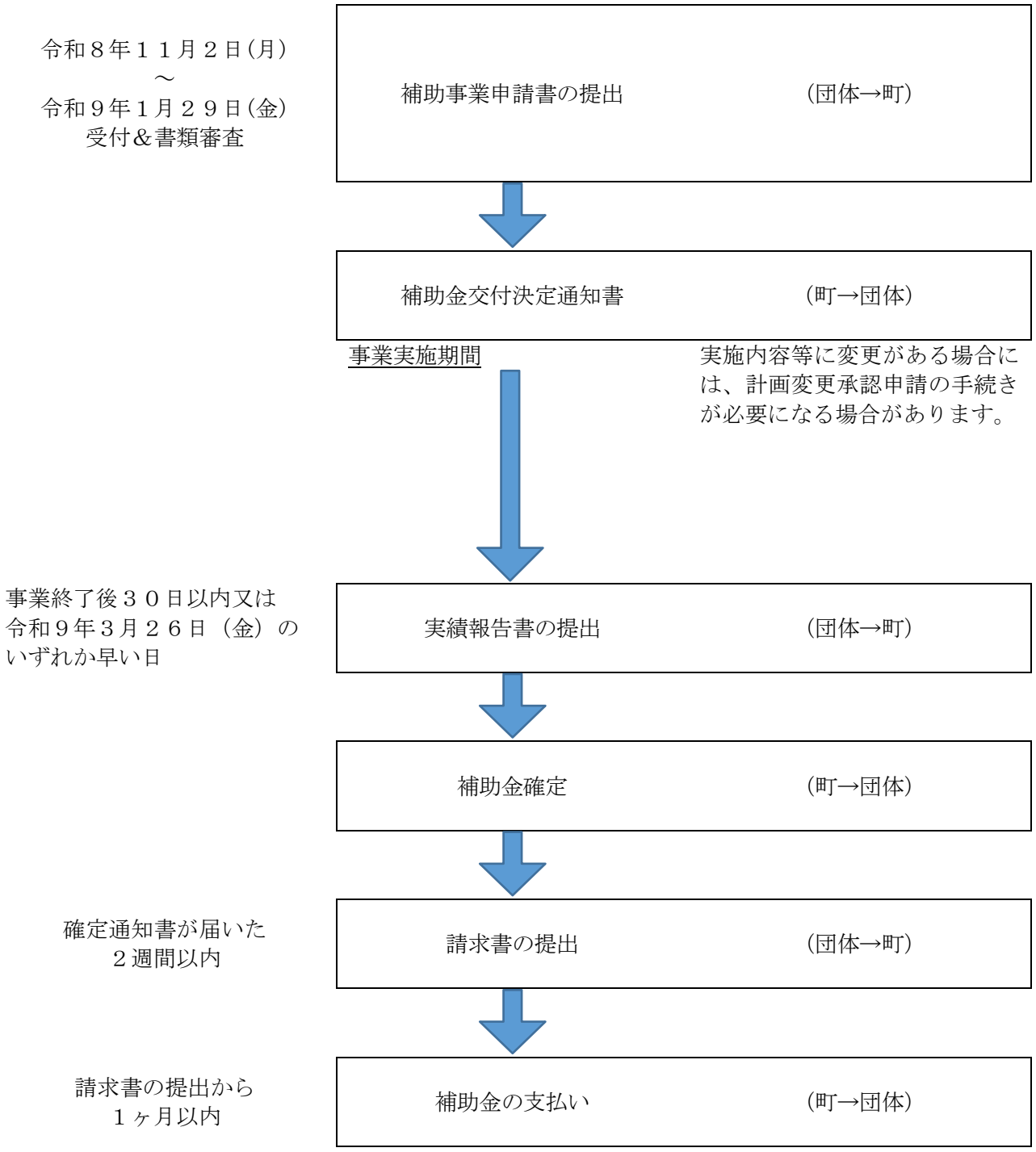
事業終了後　３０日以内又は令和９年３月２６日（金）のいずれか早い日までに、下記【提出書類】を持参又は郵送にてご提出ください。

【提出書類】
（１）広野町卓越ローカルアシスタント報告書（第２号様式）
（２）対象経費の支出に係る出納簿と領収書の写し等（任意様式）

【精算について】

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。その金額が、事業内容の変更により交付決定を受けた金額と異なる場合、補助金額は変更されます。（決定された金額を上回ることはありません。）

12　広野町卓越ローカルアシスタント活動補助制度に関する事務の流れ



13　お問合せ先・提出先

〒９７９－０４０２

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替３５

広野町役場政策企画課

電話　　０２４０－２７－１２５１

電子メールアドレス　seisaku@town.hirono.fukushima.jp